

## 試合会場でのマナー等について

毎回、競技上の注意等でお知らせしていますが試合会場での喫煙、飲食マナーを守れていないチームがあります。

その為、大会会場として体育館を貸してくれる学校が減ってきており大会運営に支障をきたす事態となっております。

鹿屋市協会が運営する大会では殆ど学校の体育館を会場として利用させて頂いておりますが、学校の敷地内は全面禁煙となっております。

今後、下記違反等が発見された場合、平成25年度鹿屋市バスケットボール協会総会決議事項に基づき罰則をとらせていただく場合があります。

(チーム代表者は全メンバー及び観戦に来られる全ての関係者に周知徹底されますようお願い致します。)

### **禁止事項** (適用範囲：保護者を含めチーム関係者全員)

- ・ 喫煙所以外での喫煙。
- ・ ごみのポイ捨て。
- ・ 暴力行為。
- ・ 大会ごとに禁止されている行為 (駐車の方法等)
- ・ 理事長が罰則行為に当たると判断した場合。

### **罰 則**

- ・ 今後5年間の鹿屋市協会が運営する大会への出場停止。
- ・ 罰金5万円。

( 問合せ先 ) 鹿屋市バスケットボール協会事務局 友岡

TEL : 090-4341-5415